

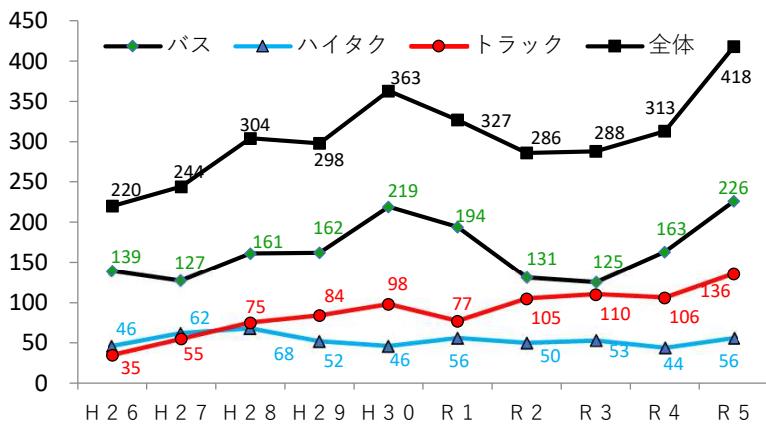
プロドライバーの健康管理と事故防止

運送事業は多くの利用者の生命や財産を安全に運ぶ重要な役割を担っています。輸送の安全のため、また、ドライバー自身の健やかな生活と雇用の安定を守るためにも、疾病の発症や健康状態の悪化に繋がらないよう日頃から健康管理と健康増進に取り組み、安全運行に努めましょう。

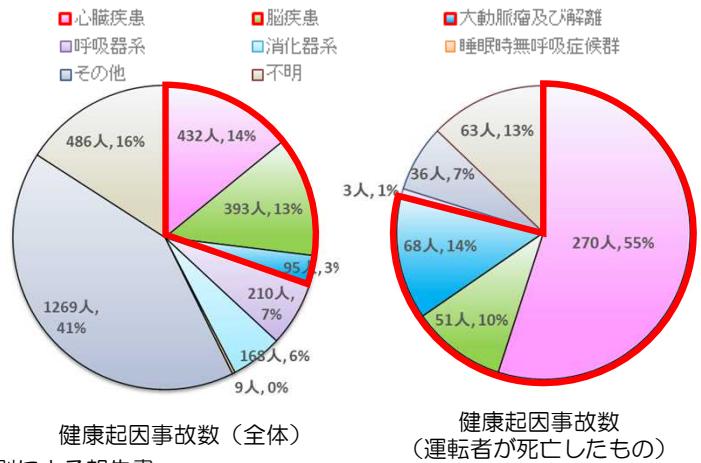


ドライバーの体調急変による事故が増加しています！

運転者による報告件数の推移（全国）



疾病別内訳（全国 平成26年～令和5年）



出典：自動車事故報告規則による報告書



健康管理に関する取組は裏面をご覧ください。

健康管理についての診断、相談、保健指導等や、生活習慣病予防の特定健康診査・特定保健指導の利用について分からぬる点がある場合は、加入している健康保険に応じて下記相談先にお問い合わせください。



相談先

★全国健康保険協会(協会けんぽ)各支部

〈活動概要〉

事業所へ特定保健指導をご案内します。
事業所、健診機関又はオンラインで保健師等が保健指導を行います。

〈連絡先（代表）〉

愛知支部 052-856-1490
静岡支部 054-275-6601
岐阜支部 058-255-5155
三重支部 059-225-3311
福井支部 0776-27-8300

※代表電話を自動音声ガイダンスで案内しています。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝・年末年始を除く)

〈ホームページ〉

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

★愛知県トラック事業健康保険組合

〈活動概要〉

各種検診及び人間ドックの補助、特定保健指導等を実施します。

〈連絡先〉

052-882-9686

〈ホームページ〉

<http://www.aichiken-truck-kenpo.or.jp/>

★静岡県トラック運送健康保険組合

〈活動概要〉

各種検診及び人間ドックの補助、特定保健指導等を実施します。

〈連絡先〉

054-261-8891

〈ホームページ〉

<https://www.sztkenpo.or.jp/>



健康管理と健康増進のための取組～健康管理の3ステップ～

第1ステップ

健康管理マニュアルを活用しましょう！

1. 運転者の健康状態の把握

健康管理マニュアルの主な内容
(平成26年4月18日改訂)

I. 定期健康診断による疾病の把握（義務）

II. 一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握（義務）

III. 脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査（推奨）

※ I～IIIにおいて異常所見等がある場合には、医師の診断や面接指導、

必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、医師の意見を聴取（義務）

2. 就業上の措置の決定

IV. 医師の意見を踏まえ就業上の措置の決定（義務）

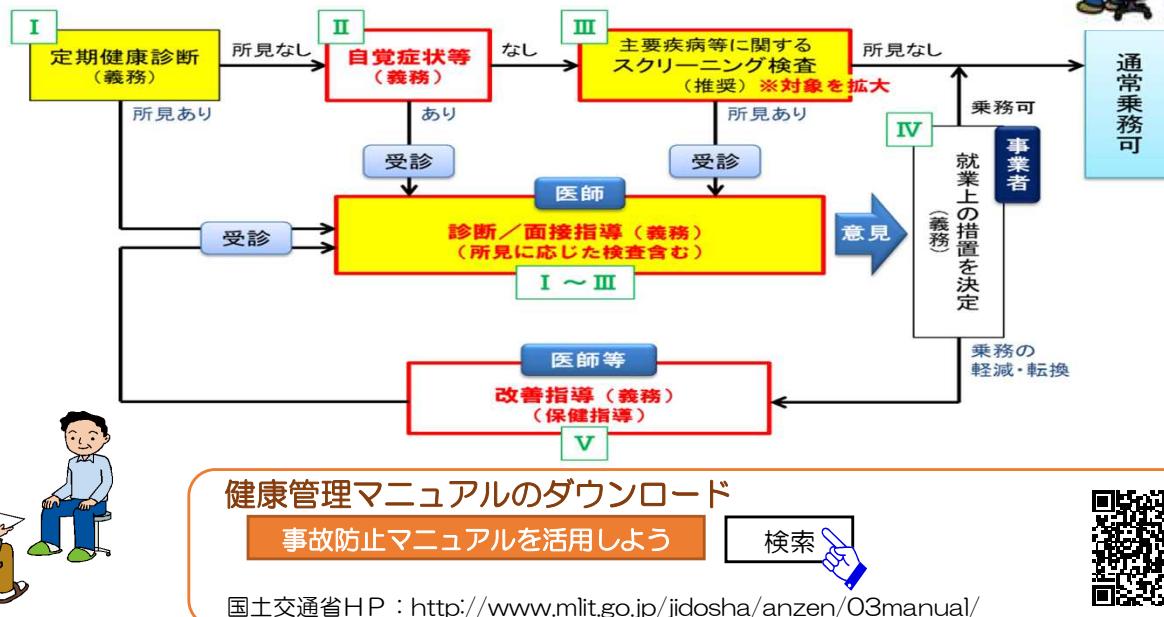
V. 医師等による改善指導（義務）

【主要疾病に関するスクリーニング検査】

- 人間ドック
- 脳ドック（MRIとMRAを用いた簡易検査有り）
- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査
- 心疾患に係る検査（ホルター心電図検査等）

■就業上における判断と対処の流れ

ドライバーの健康管理を行い、就業上における措置を行いましょう！



健康管理マニュアルのダウンロード

事故防止マニュアルを活用しよう



国土交通省HP : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/>



第2ステップ

特定健診、特定保健指導を活用しましょう！

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、内臓脂肪の蓄積に加え、高血糖、高血圧、脂質異常等の危険因子が複数生じている状態で、脳血管疾患・心血管疾患等の発症リスクが高い状態です。

メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」を受診し、高リスク者は保健師等が行う「特定保健指導」を活用し、生活習慣の改善に努めましょう。（詳細につきましては、表面の相談先までお問い合わせください。）

第3ステップ

コラボヘルス（保険者*との連携）を推進しましょう！

*健康保険組合や協会けんぽ

運転者の高齢化は、メタボリックシンドロームや生活習慣病になるリスクがより高まることから、企業にとって従業員の健康づくりは、輸送の安全だけでなく重要な経営課題となっています。

コラボヘルスにより、保険者と事業者が連携することにより、従業員の健康づくり・疾病予防を効果的・効率的に実施できます（健康経営の推進）。

